

川島桶川資源循環組合職員の自家用自動車の公務使用に関する取
扱規程

令和 7 年 4 月 1 日

訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、職員が公務による出張をする際に、自家用自動車を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 この訓令が適用される職員とは、川島桶川資源循環組合職員定数条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 8 号）に規定する職員をいう。

(自家用自動車の公務使用承認基準)

第 3 条 出張命令権者は、職員の公務による出張が次の各号のいずれかに該当する場合に、職員からの申請に基づき、第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた職員の自家用自動車の公務使用を承認することができるものとする。

- (1) 組合の保有する自動車の使用が困難である場合
- (2) 緊急に業務を処理する必要がある場合
- (3) 自家用自動車の使用が公務能率の向上に資すると認める場合
- (4) その他出張命令権者がやむを得ないと認める場合

(自家用自動車を使用することができない職員)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、出張命令権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、職員の自家用自動車の公務使用を承認することができないものとする。

- (1) 当該職員が運転免許取得後 1 年未満である場合
- (2) 当該職員が過去 1 年間に於いて、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の違反により免許の取消し、停止の処分を受けている、又は

交通法規に違反する事実を理由として懲戒処分を受けている場合
(3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合
(自家用自動車の登録)

第5条 職員が公務に使用する自家用自動車は、次の要件を満たすものとし、職員はあらかじめ、公務に使用する自家用自動車登録申請書（様式第1号）により総務課長に申請の上、使用する自家用自動車の登録を受けておかなければならないものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車で職員又は親族が所有（割賦販売法による割賦等で購入し、所有権が留保されているものを含む。）するもの
- (2) 職員の運転が対象となる、対人補償無制限及び対物補償無制限の任意保険に加入しているもの

2 職員は、自動車検査証の更新等、前項の登録事項に変更を生じたときは、速やかに公務に使用する自家用自動車登録事項変更届出書（様式第2号）により総務課長に届け出なければならないものとする。
(自家用自動車登録台帳の整備)

第6条 総務課長は、登録した自家用自動車について、公務に使用する自家用自動車登録台帳（様式第3号）を整備し、備え付けておかなければならないものとする。
(公務災害の適用)

第7条 自家用自動車による公務出張中に災害を受けた場合の公務災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。
(自家用自動車への同乗による出張)

第8条 自家用自動車を使用し出張することを出張命令権者が承認した職員と用務内容及び用務先等が同一である他の職員の出張について、当該使用を承認した職員の自家用自動車に同乗して出張することが公務能率

の向上に資すると認められる場合は、当該同乗しようとする職員からの申請に基づき、出張命令権者は、同乗による出張を承認することができるものとする。

（自家用自動車の使用の承認）

第 9 条 第 3 条の自家用自動車の使用申請及び前条の他の職員の自家用自動車への同乗の申請は、出張命令簿に自家用自動車を使用する旨を記載して出張命令権者に提出することにより行うものとする。ただし、川島町内又は桶川市内を目的地とする場合には、出張命令権者への口頭での報告により、出張命令簿の提出を省略することができるものとする。

2 前項の規定により承認する場合は、出張命令権者は、交通事故防止等運転上の安全配慮を指示した上で、出張命令簿により、自家用自動車を使用して出張する旨命令するものとする。

（旅費）

第 10 条 自家用自動車の公務使用による出張の旅費については、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 21 号）の定めるところによる。

（交通事故の報告及び処理）

第 11 条 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こしたときは、速やかに総務課長に報告を行うものとする。

2 前項の事故において損害等を生じた場合には、総務課長の責任において事故の相手方との事故処理を行うものとする。

（損害賠償）

第 12 条 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こし、第三者に損害を与えた場合には、職員が加入する任意保険により対応するものとする。

2 職員が自家用自動車の公務使用の承認を受けずに自家用自動車を公務

に使用し、事故を起こした場合は、組合はその責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

公務に使用する自家用自動車登録申請書

年 月 日

総 務 課 長

職 名

氏 名

公務に使用する自家用自動車の登録について、川島桶川資源循環組合職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱規程第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者の免許取得年月日					
車 種・車 両 番 号					
所 有 者 氏 名 (本人以外の場合は、本人との関係も記入)					
自動車検査証有効期限		年 月 日まで			
任意 保 険	加 入 内 容	対 人		対 物	
		車両保険	有 無		
	有 効 期 間	年 月 日まで			
	保 険 会 社 名				

備考 この申請書には、申請者の自動車運転免許証、自動車検査証及び任意保険の証書の写しを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

公務に使用する自家用自動車登録事項変更届出書

年 月 日

総 務 課 長

職 名

氏 名

公務に使用する自家用自動車（登録済）について、登録事項に変更が生じたので、川島桶川資源循環組合職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱規程第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 事 項		変 更 後 の 内 容			
車 種・車 両 番 号					
所 有 者 氏 名 (本人以外の場合は、本人との関係も記入)					
自動車検査証有効期限		年 月 日まで			
任 意 保 険	加 入 内 容	対 人		対 物	
		車両保険	有 無		
	有 効 期 間	年 月 日まで			
	保 険 会 社 名				

備考 該当する箇所に、変更後の内容を記載すること。自動車検査証及び任意保険の証書の各写し等関係する書類を添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

公務に使用する自家用自動車登録台帳

[illegible]